

**令和 9 年度新潟県立柏崎高等学校 2 学年修学旅行業務  
委託業者選定プロポーザル実施要領**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

令和 9 年度新潟県立柏崎高等学校 2 学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校で 2 学年時に実施する修学旅行の企画、準備、添乗および必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**2 見積限度額**

120,000 円 （生徒一人あたり、消費税等含む）

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事業所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業務法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、高等学校および中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規則に基づく更正手続き開始の申立てをしている者ではないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしている者ではないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること

#### 4 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。  
提出期限：令和8年2月13日（金）午後4時（必着）  
申込先：問合せ先に同じ  
方法：持参又は郵送（電話や口頭での質問は受け付けない）
- (2) 質問への回答について  
回答日：令和8年2月20日（金）  
回答先：上記4（1）により質問のあった事業者

#### 5 提案書説明会参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

- (1) 参加申込み  
別紙様式1「参加申込書」、別紙様式2「受託業務実績一覧表」を提出すること。  
申込期限：令和8年2月27日（金）午後4時（必着）  
申込先：問合せ先に同じ  
方法：持参又は郵送
- (2) 参加資格の確認結果の通知  
参加申込みをした者全員に対し、令和8年3月3日（火）以降に参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

#### 6 提案書作成要領

- (1) 提出書類 8部  
ア．企画提案書  
(ア) 「仕様書」（別紙）を踏まえ、以下の項目について記載すること。  
(イ) 提案書はA4版サイズとし、表紙に「令和9年度新潟県立柏崎高等学校2学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名等を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。  
(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。  
(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。  
イ．旅程表  
ウ．見積書（総額及び内訳について作成し代表者印を押印すること。様式任意）  
エ．人員減の対処法（取消料収受の規定等）を記載した資料  
オ．感染症等への対策、対応を記載した資料
- (2) 提出期限等  
期限：令和8年3月11日（水）  
提出先：問合せ先に同じ  
方法：持参又は郵送
- (3) その他  
書面の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 7 提案書説明会の実施

提案書提出後、令和8年3月25日（水）に開催する審議委員会において、提案書説明会を実施する。なお、詳細については別途通知する。

## 8 審査要領

### (1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの内容に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

### (2) 評価基準

| 項目             | 審査基準                                                                                  | 配点 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 企画内容           | 旅行目的の達成が期待できる企画内容であるか                                                                 | 25 |
| 業務遂行能力         | 委託業務実施体制は整っているか<br>緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか                                               | 10 |
| 事業実績           | 本業務に対する取組実績は豊富か                                                                       | 5  |
| 経費             | 企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか                                                                | 5  |
| 安全対策<br>緊急時の対応 | 本校との連絡・事前協議などの体制（受注後、学校担当者との直接打合せができる体制）があるか<br>緊急時の対策（危機管理体制）、事故対応の具体策（非常時マニュアル）があるか | 5  |

審査委員は校長、教頭、当該学年担任団の7名で構成される。

## 9 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月30日（月）までに、提案者それぞれに文書で通知する。

## 10 契約の締結

新潟県立柏崎高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、説明会等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞退書」を提出すること。

### (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア. 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ. 期限後に提案書等を提出した者

## 12 日程まとめ

|                |              |
|----------------|--------------|
| 募集公示           | 令和8年1月29日(木) |
| 質問の受付          | 令和8年2月13日(金) |
| 質問の回答          | 令和8年2月20日(金) |
| 参加申込み          | 令和8年2月27日(金) |
| 参加資格の審査・確認結果通知 | 令和8年3月3日(火)  |
| 企画提案書等の提出期限    | 令和8年3月11日(水) |
| 提案書説明会実施       | 令和8年3月25日(水) |
| 審査結果通知         | 令和8年3月30日(月) |
| 契約             | 令和8年4月2日(木)  |

## 13 問合せ先

〒945-0065 柏崎市学校町 4-1

新潟県立柏崎高等学校 担当 外山 正史、名塚 孝弘

電話番号 0257-22-4195

F A X 0257-21-2836

Mail sub@kashiwazaki-h.nein.ed.jp